

## 令和6年度盛岡市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき物品及び役務の調達等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

### 1 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的考え方

#### (1) 調達推進の背景及び意義

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

そのためには、障がい者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要であるが、加えて、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みも求められている。

このような観点から、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るための方針を作成する。

#### (2) 調達推進の基本的考え方

法第9条の規定に基づき、物品、役務の調達に関し、令和6年度予算及び事務・事業の予定等を勘案して、調達の推進を図るための調達方針を公表し、この方針に基づき、物品等の調達を行うこととし、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ公表する。

### 2 方針の適用範囲

この方針は、盛岡市市長部局の行政組織及び運営等に関する規則（昭和33年規則第7号）に規定する内部部局、行政機関等及び公の施設等並びに上下水道局、市立病院、教育委員会事務局及び教育機関、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局並びに議会事務局を対象とする。

### 3 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター

(6) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

(7) 重度障がい者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすものに限る。）

ア 障がい者の雇用者数が5人以上

イ 障がい者の割合が従業員の20%以上

ウ 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(8) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

#### 4 調達する物品等及びその目標

本市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は別表のとおりとする。ただし、別表に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする。

#### 5 調達の推進方法

保健福祉部障がい福祉課は、障がい者就労施設等が供給できる物品等について、施設からの情報を基に盛岡市市長部局の行政組織及び運営等に関する規則（昭和33年規則第7号）に規定する内部部局、行政機関等及び公の施設等並びに上下水道局、市立病院、教育委員会事務局及び教育機関、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局並びに議会事務局に情報提供を行うものとする。

#### 6 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第3号並びに盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第118条及び第118条の2の規定により、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約を締結するものとする。

#### 7 調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部障がい福祉課とする。

(別 表)

障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

1 目標とする金額

(1) 令和6年度目標額 10,000,000円

(2) 目標額の設定について

令和4年度の調達実績額は10,024,739円(目標額9,000,000円)となり、令和3年度の調達実績額8,910,846円(目標額6,000,000円)から、12.5%の増額となった。これは役務の増加によるものである。

令和5年度には9,000,000円という目標を設定しており、前2年度と同等の調達が実施されればこの目標も達成される見込みであることから、令和6年度は目標額を10,000,000円とし、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する調達実績の増加に向けて、引き続き全庁で取り組むものとする。

2 調達する物品等一覧

	種 別	調達品目	目標額 (R4年度実績)
物 品	事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など	2,000千円 (2,048,195円)
	食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など	
	小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など	
	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、ブランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品	
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷	8,000千円 (7,976,544円)
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど	
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など	
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど	
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など	
	その他サービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄、資源回収・分別 など	
合 計			10,000千円 (10,024,739円)